

分担金表

新座市水道事業給水条例第5条関係

水道メーター口径	分担金額（税込）	2年以上新座市に居住して、新規にメーターを取得する場合※
13mm	179,300円	89,650円
20mm	385,000円	192,500円
25mm	811,800円	※2年以上前から現在まで新座市に居住していて、過去にメーター権利を取得したことがない方が対象。
30mm	1,334,300円	
40mm	2,434,300円	
50mm	4,331,800円	
75mm	10,010,000円	
100mm	22,275,000円	
150mm以上	水道メーターの断面積及び流量等を基礎として市長が別に定める	

手数料表

新座市水道事業給水条例第28条関係

区分	種類	単位	金額（非課税）
設計審査手数料	給水管	口径25mmまで	1,500円
		口径30mm～50mmまで	3,000円
		口径50mmを超えるもの	5,000円
工事検査手数料	新設	口径25mmまで	2,000円
		口径30mm～50mmまで	4,000円
		口径50mmを超えるもの	8,000円
	改造	口径25mmまで	1,000円
		口径30mm～50mmまで	1,500円
		口径50mmを超えるもの	2,000円

※令和8年4月から上記表のとおり分担金を改正しています。
前年度以前の申請は、経過措置期間を設けています。
経過措置期間の詳細については裏面をご覧ください。

特殊集団住宅取扱負担金

新座市水道事業特殊集団住宅取扱いに関する特別措置規定第6条関係

受水槽式給水方法を採用する中高層建築住宅に対する、特殊集団住宅取扱負担金の算出方法は、受水槽の容量に1立方メートルあたり35,000円を乗じた額

※特殊集団住宅取扱負担金には、消費税が加算されます。

新座市インフラ整備部 水道施設課 給水管理係

TEL 048-477-5798（直通）

分担金改定に伴う経過措置

経過措置期間(令和8年4月から9月まで)の適用時期

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
I	申込・承認	→					しゅん工		
II		申込・承認	→					しゅん工	
III	申込・承認	→						しゅん工	

(参考例)

- I 給水装置工事の申込・承認を令和8年3月中までに行い、令和8年9月30日までにしゅん工したものは、「現行分担金額」が適用されます。
- II 給水装置工事の申込・承認を令和8年4月以降にした場合、「改定後分担金額」が適用されます。
- III 給水装置工事の申込・承認を令和8年3月中まで(既に承認を受けている申込みを含む)に行い、令和8年10月以降にしゅん工した場合、「現行分担金額」と「改定後分担金額」の差額を納付いただきます。

分岐戸数

連合管から分岐する戸数の標準は、下表のとおりであるが、連合管の延長や水圧等も考慮し決定すること。

連合管口径	メーター口径	分岐戸数
25mm	13mm	4戸まで
30mm		7戸まで
40mm		14戸まで
50mm		25戸まで

(主にワンルームマンションを想定)

連合管口径	メーター口径	分岐戸数
25mm	20mm	2戸まで
30mm		4戸まで
40mm		8戸まで
50mm		15戸まで

(主に戸建を想定)

メーター口径と供給水栓数	
口径	水栓数(散水栓含む)
13mm	1~7個
20mm	8~16個

※連合管から分岐する給水管について、改造等によりメーター口径を増径する場合は、当該連合管から分岐する全戸がφ20mmに増径した場合においても支障とならない戸数とする。

(例: φ40mmの連合管から分岐する給水管のメーターをφ13mmからφ20mmへ増径する場合は、分岐している他のメーターがφ13mm)であって分岐戸数は最大8戸までとする。なお、既設の分岐戸数が9戸以上の場合は、増径できない。